

## Q&A

Q

サイン(署名)は  
誰がするの?

健康保険で施術を受ける場合は、療養費支給申請書に患者さんが被保険者名を自筆でサイン(署名)します。



Q

サイン(署名)ができない場合はどうするの?

利き手を負傷しているなど患者さんが記入することができないやむを得ない理由がある場合は、柔道整復師が代理記入します。その際、患者さんの押印が必要です。

詳しくは中面をご覧下さい。

その他、ご質問がございましたら当会事務局までお問い合わせください。  
また、当会ホームページにも多くの情報を掲載しております。



OJTA

検索

<http://www.osaka-jyusei.or.jp/>

療養費の「受領委任払い」とは、柔道整復師に特別に認められている制度のことです。

接(整)骨院では、ケガによる骨折・脱臼・打撲・捻挫・挫傷の施術を受ける場合に健康保険が使えます。

(骨折、脱臼は応急手当を除き、医師の同意が必要です)

# OJTA

OJTAとは大阪府柔道整復師会を英語で表記した際の頭文字からOJTAとなっています。

**Osaka Judo Therapist Association**

柔道整復術は2002年に『柔道セラピー』として世界保健機関(通称WHO)で「伝統医療」として紹介されています。



公益社団法人 大阪府柔道整復師会

〒550-0004 大阪市西区鞠本町3丁目10番3号

☎ (06) 6444-4151 (代表)

OJTA

# サインが 必要です!

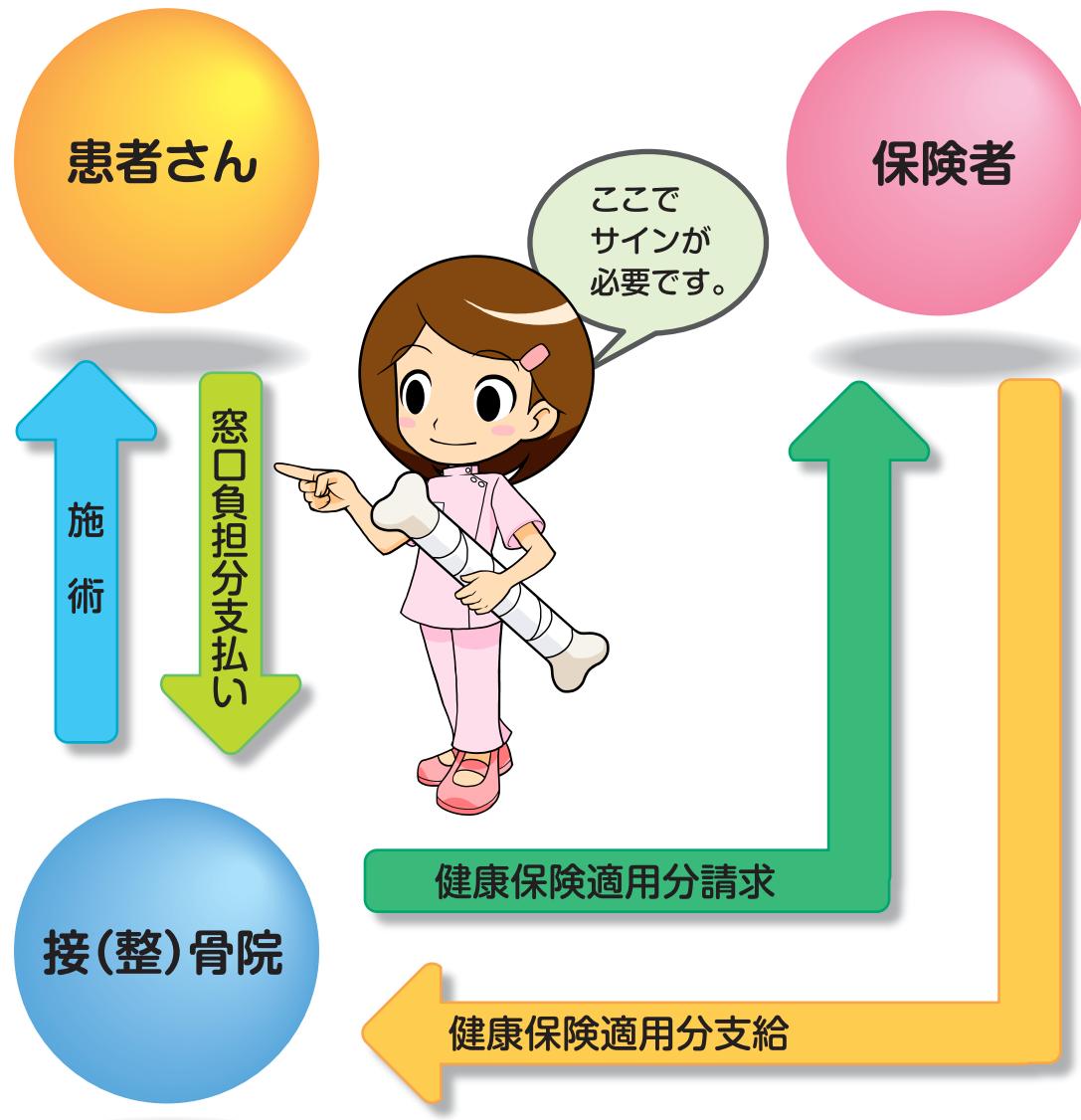
サイン(署名)には、  
理由があります。

上記請求に基づく給付金の受領方を左記の者に委託します。 平成〇〇年〇〇月〇〇日		
受取代理人の欄	住所 (上記住所欄と同じ) 被保険者 「世帯主」 組合員 受給者 氏名 柔整太郎	
	この欄は、患者が記入してください。ただし、患者が記入することができない場合には、 柔道整復師が代理記入して下さい。押印してください。	



公益社団法人 大阪府柔道整復師会

# 受領委任払い制度



「受領委任払い制度」は患者さんが施術にかかる費用に対して、ご自身の負担割合分だけを窓口で支払う制度です。

本来は、患者さんが施術にかかる費用を全額窓口で支払う「償還払い制度」です。

「償還払い制度」は、施術が完了した時点で、ご自分が加入している保険者に必要書類を提出します。その後、保険者より患者さんに健康保険適用分が返還されます。

この場合、患者さんの経済的負担が大きく、また手続きが煩雑になります。

「受領委任払い制度」は、このような患者さんの負担を軽減し、安心して良質な施術を受けることができる制度です。

但し、健康保険を取り扱う場合、柔道整復師が患者さんの代理として手続きを行うため患者さんの委任が必要です。そのため「柔道整復施術療養費支給申請書」にサイン(署名)をしてください。

ご理解、ご協力をお願い致します。

